

報告第 5 号

債権の放棄について

我孫子市債権管理条例第 6 条の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

債権の名称	放棄した日	放棄した事由	件数	金額
高額療養費貸付 金償還金	令和 7 年 2 月 6 日	条例第 6 条第 7 号 消滅時効完成	8 件	965,000 円

令和 7 年 9 月 1 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

債権を放棄したので、報告するものです。